

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和5年7月11日

阪神水道企業団
企業長 吉田 延 雄

1 業務の概要

(1) 業務名称

阪神水道企業団DX推進支援業務委託その4

(2) 業務目的

企業団では、近年のデジタル技術の進展による新たな可能性の広がりを踏まえ、水道用水供給ビジョンで掲げる『安全な水の安定供給の持続』の基本理念の下、経営戦略の各基本方針と整合性を図りつつ、デジタル技術を活用し更なる業務効率化・高度化等を図る業務改革を推進していくため、DXを推進することとしている。

本業務は、新たな施策検討のための基礎調査として技術系業務のうち事務的業務の可視化を行う。

(3) 業務内容

本業務の構成は以下のとおり。

ア 業務体系表、業務フロー図の作成

イ 業務分析・課題抽出・改善提案

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

(5) 契約金額の上限

本業務に係る契約金額は9,000,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）を上限とする。

(6) 支払方法 完成払い

(7) 担保期間 なし

(8) 入札保証金 免除

(9) 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

2 プロポーザルを求める内容

別途配布する仕様書及び評価基準の内容を踏まえ、以下の項目について提案すること。

(1) 業務実施方針

本業務を実施する上での取組方針を提案すること。

(2) 実施概要

業務内容に基づく実施概要を提案すること。

(3) 実施体制

本業務の実施体制を提案し、各メンバーの役割分担、専任・兼任、実績等を示すこと。

(4) 実施スケジュール

契約期間内における業務実施スケジュールを提案すること。

(5) 業務実績

過去5年間に受託した本業務と同種の業務や関連性のある業務の実績を提案すること。

(6) その他

その他独自の提案や特筆すべき事項がある場合は、その内容を提案すること。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

(4) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

(6) 過去5年以内に、同種業務又は類似業務を受託し、実施した実績を有すること。

4 参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）と記載上の留意事項

(1) 参加表明書等は次のとおりとし、記載する文字サイズは、11ポイント以上とする。ただし、オ、カに関しては令和5・6年度競争入札参加資格の認定を受けた

者は不要とする。

ア 参加表明書（様式－１）

イ 誓約書（様式－２）

ウ 過去５年の業務実績（様式－３）

エ その他必要書類（様式任意）

オ 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書

カ 納税証明書

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
過去５年の業務実績	<ul style="list-style-type: none">参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について記載すること。記載する業務は平成30年度以降に完了した業務とする。企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。記載様式は様式－３とする。

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び受付期間

(1) 提出方法

参加表明書等は、電子メールにより提出すること

(2) 提出先及び受付期間

ア 提出先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

イ 受付期間 公告の日から令和５年7月21日(金)午後４時00分まで

6 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務の契約締結までの日程については、次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等の受付及び提案説明書配付	公告の日～7月21日(金)16:00
質問受付	公告の日～7月25日(火)15:00
質問への回答	7月26日(水)予定
提案書の受付	提案説明書受領の日 ～8月4日(金)12:00
プレゼンテーションの実施（リモート）	8月9日(水)
受託候補者の特定	8月18日(金)予定

(2) 提案説明書の配付

参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書を電子メールにて配付する。

(3) 受託候補者の特定方法

ア プレゼンテーションの実施

受託候補者の特定にあたっては、提案者に提案内容のプレゼンテーションを原則リモートで求めることとし、その日時等については、別途担当者に連絡する。

イ 提案内容の審査

提出された参加表明書等及び提案書並びにプレゼンテーションの内容に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。

7 契約に関する条件

契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

- (1) 本契約案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。
- (2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。
- (3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。
- (6) その他本書に記載のない事項、質問事項等については、5(2)に記載した受付担当に問い合わせること。
- (7) 契約を締結した者は、本業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により、この項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。
- (8) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害

関係がなく、本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

参加表明書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1 公告日 令和 年 月 日

2 業務名称 「阪神水道企業団DX推進支援業務委託その4」

担当部署
担当者
T E L
F A X
E - m a i l

誓 約 書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

「阪神水道企業団DX推進支援業務委託その4」の公募型プロポーザルの参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

過去5年の業務実績

業務名称			
契約金額 (消費税等 込)			
履行期間			
委託者 名			
業務の 概要			

※過去5年に、同種業務又は類似業務を受託し、実施した実績を記載すること。

※企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。
また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。